


この通信ではないが、かつて、まどみちおや谷川俊太郎の詩を載せたことがある。心を動かされ、考えさせられるものではあったが、子どもの手によるものとは何かが違う気がする。所詮「子どもの感性を持った大人が書いたもの」だからだろうか。

子どもが思いつくままに発する言葉は、他からの視線など気にしないものが多い。クスッと笑わせられたり、ウンいいねと思わされたり、はっとさせられるものも少なくない。

目次

- ① 『1年1組せんせいあのね①』・『同②』より P1
- ② トランプ政権によるベネズエラ軍事攻撃を非難する P2~3
- ③ 【本の紹介①】『戦争案内』3冊 P4~6
- ④ 【本の紹介②】『すべての公文書に西暦表記を！』 P6~8
- ⑤ 案内・後記 P12



トランプ政権によるベネズエラ軍事攻撃を非難する

2026年1月3日、ドナルド・トランプ アメリカ大統領は国際法を踏みにじり、ベネズエラ攻撃と韓国大統領を拘束、拉致した。他国への違法な軍事侵攻であり、一国の自立と尊厳を脅かす行為として決して許されることではない。この攻撃によって、わかっているだけでも100名の死者が出ていることをベネズエラのカベジョ内相が7日に発表している（CNN 2026.1.8）。それまで平穏に暮らしていたベネズエラ市民が、突然の攻撃で親族を亡くし、「なんでこんなことになるんだ！」と嘆いていた姿が忘れられない。そのような人々が100名もいるということだ。

これは国際司法裁判所（ICJ）や国際刑事裁判所（ICC）から訴追されるべき犯罪行為だ。1月1日にニューヨーク市長に就任したマムダニ氏も、トランプ政権のベネズエラへの軍事攻撃とマドゥロ大統領の拘束を「戦争行為だ」と強く非難した。しかも宣戦布告無き戦争である。

トランプ政権は、昨年9月以降「麻薬密輸船」とされる船舶への攻撃を繰り返し、判明しているだけでも、裁判も経ずに100名以上を殺害している（日本経済新聞 2026.1.1）。今回の攻撃、大統領拉致は「麻薬密輸船」攻撃が口実でしかなく、戦争挑発行為であったことをみずから暴露しているようなものだ。裁判無き殺害は、国家的なテロであり、国際社会はこれに対し断固とした抗議と非難の声を上げるべきだ。しかし日本を含め、これを明らかにしていない国、集団も多い。

昨年11月、高市首相は「台湾有事」について、「戦艦を使って武力の行使も伴うものであれば『存立危機事態』になりうるケースであると、私は考えます」と明言した。しかし、1972年の日中共同声明において日本政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとする中華人民共和国政府の立場を認めているのである。日本政府の立場からすれば、台湾問題はあくまでも中国の国内問題ととらえるべき性質のものである。

「武力の行使」を伴うというような仮定に基づいて、日本の「存立危機事態」であるとすることは明らかな行き過ぎであり、中国が怒るのは当然である。もちろん国家間であろうとなかろうと武力による威嚇やその行使はひかえるべきであり、そのような事態は国際法の枠組みを通して解消すべき問題であろう。

これと全く同じことがベネズエラに対するアメリカの軍事作戦についてもいえる。むしろアメリカのそれは国際法上もはるかに違法性が強い。中台問題は国内問題であるが、今回の事態は国家間の問題である。そればかりでなく国の元首を軍事力で拘束し、拉致し、自国へ移送してしまうという、「ならず者」「テロリスト」のような暴挙を犯している。

このような暴挙を非難しないということは、それを認めることに他ならない。まして、台湾問題に関して上記のような意志表明をした高市首相であれば、トランプ大統領の今回の軍事進攻を国際法違反だ

と非難するだろうし、しなければならぬと人々が考えるのは当然だ。しかし、未だに高市氏は態度を明らかにせず、そのまま頬被りを続ける気らしい。

アメリカはこれまでも数多くの軍事侵略や攻撃によって他国の政権に介入、転覆を謀り要人を殺害してきた。2003年、ブッシュ（息子）政権は「大量破壊兵器」の所有を口実にイラクを攻撃した。しかし肝心の「大量破壊兵器」は見つからなかった。アメリカの攻撃により、フセイン大統領は米軍によってとらえられ、「イラクの法廷」で裁判にかけられ、死刑判決の後処刑された。この攻撃の裏には石油資源の確保という理由が指摘されている。同様の理由は、今回のベネズエラ攻撃にも通じるものがある。

2011年オバマ政権は、「アメリカ同時多発テロの首謀者」とされるウサマ・ビン・ラディン氏をパキスタンにおいて殺害した。この時も証拠に基づいた裁判手続きはなかった。いかにテロの首謀者だとは言え、裁判ぬきの殺害は犯罪であり、他国の領土でこれを行えば、「国家テロ」と呼ぶべき行為だ。

さらに歴史を遡れば、アメリカは数々の「国家テロ」「戦争犯罪」と呼ぶべき陰謀、謀略を繰り返している。その多くは、アメリカ国家の意にそぐわない左派政権に対するものだ。

1973年9月11日、チリ社会党のアジェンデ政権は、ピノチェト将軍による軍事クーデターによって倒された。この裏には、アメリカの利権を守ろうとするニクソン政権による諜報機関CIAの関与があった。1981年、中米コスタリカの北に位置するニカラグアにおける反米を掲げるサンディニスタ政権に対し、レーガン政権はホンジュラスなどの周辺諸国を通じて軍事介入を行った（余談だが、コスタリカ共和国はこれに関与することを避けるために1983年モンヘ大統領が「永世的、積極的、非武装的中立に関する大統領宣言」を行った）。1989年ブッシュ（父）は、反米色を打ち出したパナマのノリエガ将軍に対し、「アメリカ人の生命とパナマの民主主義を守り、麻薬取引を撲滅する」を口実に軍事介入を行っている。

トランプ大統領の今回の違法行為は歴代の大統領が侵してきた誤りの路線上にあり、決して突出したものではない。「自国第一主義」はアメリカの本音を表出しただけのものであるといえる。それはアメリカに限らない。どの国にあっても、地下深く流れる水のように通底する意識である。排外主義的な主張や敵対的な政策が受け入れられやすい。

しかし、これは理性によって否定されるべきものではあるが、当為としての存在であることを忘れてはならない。いわば幼児的、自己中心的な「反応」であり、誰にでも受け入れやすい。すでに示したように、ファシストやトランプなどの扇動に大衆が乗じてしまいがちな理由がここにある。

これらの主義や領域に踏み込むことは、たとえ一時的な「成功」を収めたとしても、さらなる分断と混乱状態に陥り、決して成功することはない。それは歴史が示しているとおりである。わたしたちは、世界的な規模での破局に陥る前に、わたしたち自身のためにも、理性をもってこれを制御し、相互理解と寛容の精神で乗り越え、共に歩む道を選択しなければならない。

アメリカに象徴される力による見せかけの「平和」は、これに抵抗する人たち、これに反対する国際的な世論がある限り、持続することはないだろう。このようなトランプ政権の軍事的戦略は否定されねばならない。そのためには、わたしたちひとりひとりが自立と自覚を持った立場を堅持し、軍事的挑発を含めた武力に依存する体制を批判し続ける必要がある（これは日本国憲法第9条1項の「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と相通するものである）。そして理性的な外交交渉によって国際的な協調を求め、諸国間の信頼に基づいた、国連中心とする真の安全保障体制を確立することが何よりも求められている。

その上で今なすべきことは、アメリカトランプ政権の暴挙を批判し、マドゥロ大統領をベネズエラに戻すよう要求すること、さらに戦争犯罪者トランプを逮捕拘留し、国際法廷に被告として立たせることだ。それを国際的な世論として燃え上がらせることだ。



【本の紹介①】

『戦争案内』 3冊

『戦争案内』という3種類の本がある。

1冊は、ベルトルト・ブレヒトが第二次世界大戦中に制作した写真と4行詩からなる著作の日本語版『戦争案内』（発行年・出版社不明）、もう1冊は1999年発行の平凡社ライブラリーの『戦争案内』、学徒出陣で中国戦線へ徴兵された著者、戸井昌造の記録である。そして最後の1冊は、2004年フリーカメラマン高岩仁が著した『戦争案内』（技術と人間）。もちろん3冊とも戦争へと勧誘するような内容ではない。反戦争の視点で著されたものである。

ブレヒトの『戦争案内』の巻頭には、ブレヒトの「愛人」であったルート・ベルラウによる次のような文章が載っている。

いまや人民のものとなった産業に従事する労働者、生産協同組合の農民、建設にいそしむ知識人、それに、すでにこの幸福の最初の成果を享受している青少年――これらの人びとのまえに、いま、よりによってこれらの暗い過去の画像をもちだすのは、なぜか？

過去を忘却するものが、過去から解き放たれることはない。この本は、画像を読みとる技術を教えようとする。画像を読みとることは、象形文字を解読するのと同じで、読みかたを習ったことのないものには、とてもむずかしい。資本主義が周到に、かつ残忍に維持している社会関係についてのひどい無知が、新聞や雑誌にのる無数の写真を、まぎれもない象形文字の碑文にしてしまう。だから、真実を見抜けない読者には、それは解読不能なのである。



この本は、ナチスドイツが支配する当時の写真に独自のキャプションを添えることによって、戦争に対する根源的な批判を喚起しようとしたものと考えられる。そのキャプションには示唆に富んだ言葉がちりばめられている。

戸井昌造の『戦争案内』は、「ぼくは二十歳だった」と副題にあるとおり、「学徒出陣」で徴兵された20歳の時から、新米将校として中国戦線に赴き、なんとか命を長らえて敗戦となり、復員するまでの3年間の軍隊生活と戦争の様子を綴ったものである。随所に描かれている挿絵も著者によるものようだ（特にその旨の記載はないのだが、著者の紹介に「画家」とあり、本書カバーの折り返しに「カバー図版＝戸井昌造」とあることから、また挿絵に「toi」と読めるサインがあるのとでそう判断した）。そう思って見ると、著者でなくては分からないだろう詳細な点まで描かれていることがわかる。この挿絵のおかげでずいぶんイメージがつかみやすく、読みやすい本に仕上がっている。

著者は、積極的な反戦主義者ではないが、積極的厭戦思考を持つ「醒めたインテリ」であったようだ。この戦争の本質も見抜いていた。しかし、どちらにしても1943年当時、戦争に反対したり、抗ったりできるような雰囲気など全くなかった。そのような20歳の若者が徴兵され、有無を言わず戦争の「歯車」（しかも「士官見習い」として兵士となり、戦場に駆り出される様子が淡々と描かれている。

「おわりに」でも書かれているが、実際に戦争になると「このようになってしまう」ということを、若い読者に伝えたいという思いで著者は筆を執ったようである。「戦争案内」とあるが、反語として用いられていることは言



うまでもない。

同じ項には次のように記されている。

わたしは自分の歳を言うとき、戸籍上の年齢から 3 つ引くことにしている。3 年間はロスだったからだ。しかも 20 歳から 23 歳までの、華の 3 年間だ。

このうらみは書きとめておかねばならぬ、そうでないと、ロスは永遠のロスになってしまう。そう思ってわたしは、20 年ほど前からメモをはじめた。

このように考える著者は「戦争のせを聞くのもいやだった」し、「戦友会」の誘いにも出ないし、本書執筆の資料集めで防衛庁の戦資部にも行かなかった。しかし時間の経過とともに、30 年もすると「辛かったことが懐かしくさえなってきたのに気づいて愕然とした」と述べている。

この本を読んで、若い人は「よくまあ、そんなバカなことが……」と思うだろう。たしかにバカげたことだったのだ。しかし「そんなバカなことはもう二度とあり得ない。そんなことは社会がゆるさないし、良心がゆるさない」と思われたら、それはちょっと違うんじゃないかな。もう少し深く読んでほしい、そして考えてほしい。

気骨ある若者はこう迫るかも知れない。「どうして忌避しなかったんだ」とこれにははずかしながら頭をさげるしかない。

言い訳めいたことをちょっと言わせてもらえば、当時の「忌避」は即、決定的身柄の拘束か、悪くすると（たとえば戦場では）銃殺刑だったのです。そういう時代になってからではおそいのです。

繰り返すが、著者が『戦争案内』を書いた意図はこれに尽きるだろう。

高岩の『戦争案内』にはその冒頭にベルトルト・ブレヒトの言葉が引用されている。

私たちの世代の偉大な真実は（それを認識するだけでこと足りるわけではないが、それを認識せずには、他の重要な真実を発見できない）、私たちの住む世界の一角が、生産手段の所有関係を暴力を用いて維持しようとする結果、野蛮な状態に落ち込んでいるという事だ。そういうとき、なぜ私たちがこんな状態に落ち込んだかを明らかにせずに、私たちが落ち込んだ状況が野蛮な状態であること（これは真実だ）の証明をいくら勇敢に書いてみたところで、なんの役にも立たない。

私たちが言わなければならないのは、人々が拷問されるのは所有関係を維持するためだということだ。それをいうと、私たちはきっと多くの友人を失うだろう——この連中が拷問に反対するのは、拷問をしないでこの所有関係が維持できると信じているからだ（だが、これは真実ではない）。



ベルトルト・ブレヒト

「真実を書く際の五つの困難」より 千田是也訳

フリーの記録映画カメラマンである著者は「教えられなかった戦争」シリーズ制作のため、高嶋伸欣教諭（当時筑波大学付属高校）と共にマレーシアに渡ったことが、この本を著したきっかけであったと述べている（本書 4～6 頁）。この旅は、日本によるマレーシア侵略の事実と、そこでの日本軍の残虐な行為の数々を記録することが目的だったが、同時に、戦争の原因、戦争は誰が必要として起こるのかを探ることも大切なテーマのひとつであった。

この事に具体的な示唆を与えてくれた一人が、フィリピンの歴史学者レナト・コンスタンティーノ氏であった。著者は同氏から「戦争を必要として計画して、金で軍人や政治家を繰って莫大な利益を上げてきたのは、財閥・

資本家たち」(本書 8 頁)であり、日本の教科書には、この事がどこにも書かれていないと指摘された。このことから、今度のシリーズの中心テーマに、戦争の原因の追究を置いた、と述べている。そしてこのような視点のもと、明治維新から、アジア太平洋戦争、そして現代の経済的侵略に至るまでの経過を記したものが本書である。

高岩は、「第 3 章 再びアジアを植民地化」の「11 日本の外務省とマスコミについての報告、本に言論の自由はあるのか?」で、次のように述べている。

「教えられなかった戦争」シリーズ作成中の出来事として、日本の外務省からの圧力でビザが取れなかったこと、また作品を全国宣伝する際のマスコミの対応について、NHK をはじめとする大手マスコミから理解を得られなかったばかりか、例えばフィリピン、マニラのごみ捨て場で生活している人々を取り上げ、「『このように貧しい人々が存在するのは、日本や、アメリカの企業が環境を破壊し、土地を取り上げ、人権を無視して安い賃金で仕事をさせ、莫大な利益を上げ、しかもその状態を維持するために、暴力を使っている(これこそが真実です)』と作品で描くと、マスコミはその作品を正確には紹介できなくなります。」(本書 141 頁)と。

さらに、「『この悲惨さを解決するためには、(中略・彼らと、日本で)大変困難な生活を強いられている人たちが、国を越えて連帯して、このような社会の構造を変える闘いをするべきだ』と作品で訴えると、たちまち「マルクス主義者だ、赤だ」とレッテルを張られて、全てのマスコミから排除され、仕事ができなくなり、収入の道が絶たれてしまうのが、今の日本です。」(本書 141~142 頁)としている(これを読んだとき、ラサール石井が政権批判を含む政治的な発言を理由に、マスコミ関係の仕事が激減したという話をぼくは思い浮かべた)。

この本が書かれたのが 2004 年、周辺事態法で、日本を再び軍事大国として侵略戦争を開始する方向で一步踏み出した時期、自民党も民主党(当時)も平和憲法を改悪することを政治目標として掲げていた時である。今はもっと悪い時代になっている。国の代表が戦争をけしかけるような発言をしても辞任させられず、総理の椅子に座り続けているのだ。



【本の紹介②】

『すべての公文書に西暦表記を!』

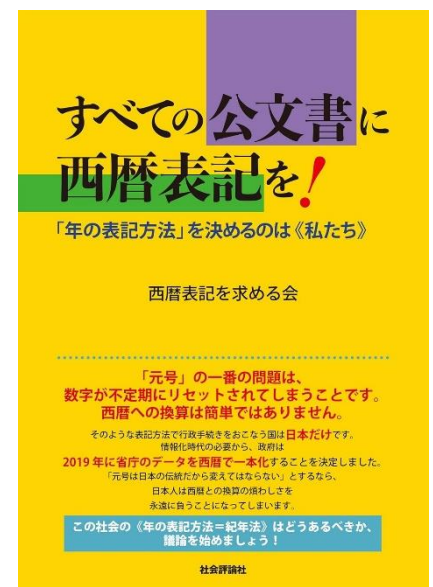
(社会評論社) 西暦表記を求める会編

正月である。年の初めに年号表記のことを考えるのも悪くない。

病院の外来に行くとやたらと氏名、誕生年月日を求められることが多い。以前、患者の誤認治療事故が多発したせいだ。しかたのないこととはいえ、煩わしく感じてしまうのはぼくだけだろうか。気になるのは多くの方が「昭和〇〇年」とか、「平成〇〇年」とか元号(和暦)で自称していることだ。ぼくのように西暦表記で自称する者は少数派といった感じがする。それでも以前と比べれば「特異」といった感はなくなった。それだけ合理的であることが認識されたのであれば、こんなに喜ばしいことはない。

子どものころ、どちらかと言えば日の丸の旗には親近感を抱いていた。「白地に赤く、日の丸染めて、ああ美しい、日本の旗は」という歌が普通に歌われていた時代だった。まさかこの歌をめぐる、職場で処分までされることになるろうとは思わなかった。

青年と呼ばれる頃まで、自分の誕生日を「昭和 24 年 10 月 21 日」と答えることが当たり前だった。意識しないままに、それが自分と一体のものであると感じていた。親も息子の誕生日をそう言っていたし、周囲の誰もが自分の誕生日を元号で言っていた。もちろん、だからといってぼくや彼らが右翼や民族主義者であったわけではない。みんな「普通」の人々であり、そういう答え方が「普通」だった。今の自分とは正反対と言ってもいいだろう。



ぼくが小中学校の生徒であったころ、式典では日の丸・君が代は普通に存在していたような気がする。これは大人になってから考えたことだが、敗戦直後はGHQの指示で使用が禁止されていたものが、次第に緩和されてきた時期だったのだろうと思う。つまり天皇制軍国主義への揺り戻し、いわゆる反動化の流れが徐々に進み、さらにその後、これに危機感を持った日教組の日の丸・君が代反対運動が大々的に展開され始めたということだろう。

それはともかく、ぼくが教員となった1970年代末、組合の運動にも影響を受けつつも、個人的にも君が代の歌詞になじめず、形式的な礼拝様式をとることに抵抗があり、政治的な主張はともかく、日の丸・君が代は根源的に受け入れがたいものであったことは確かだ。そのうえ日の丸・君が代や元号の背景には、「天皇制」という不平等・不合理な存在があるとすれば、この3点セットは受け入れられないという思いは確信にまでなった。

誕生日については、初めは少しぎこちなく、そのうちだんだん西暦で答えることが当たり前になった。日の丸・君が代は教員になりたての頃は姿を消していたので意識することはなかったが、1990年代後半ころから怪しい雲域になってきて、次第に強制的な実施に及んだ。そして2000年代後半にはとうとう逃れられずに全面的に「対決」するしかなくなった。漱石ではないが、「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかくこの世は住みにくい」の世界だ。日の丸・君が代は職場でも拒否し、処分された。理不尽だと思った。（ぼくの勤めていた職場は養護学校（特別支援学校）であり、さらにその中でも分教室という特異なところに勤めていた期間が長かったので、初めのうちは日の丸・君が代の強制的影響も、時間的・空間的にダイレクトではなく、また、そこから逃れやすい環境も多少はあった）。

そんな自分にとって、この本はいささか物足りない気もするが、その実、説得力に富んでいることは間違いない。

それは、西暦表記を求める会が発行する『すべての公文書に西暦表記を！』（社会評論社）という冊子である。この冊子では、あくまでも合理主義的な観点から西暦表記を標準にするよう求めている。つまり、元号（和暦）表記を否定しているのではなく、西暦表記を必須とすべしと主張しているに過ぎない。この件にイデオロギーが絡むと冷静な判断がされにくくなることを懸念してのことだろう。「元号は、その根底に天皇制があるからダメだ」として、元号表記を否定しつつ西暦表記を求めるよりは、このほうがはるかに現実的だ。西暦表記の普遍性・合理性・利便性をいったん味わえば、誰もがその方向に流れていくだろう。その意味では、西暦表記を標準としつつ、必ずしも元号の併記を否定しないという路線は正しだろう。

省庁データは、すでに2019年には西暦化を導入済みだ（2018年5月21日読売新聞）ということはこの本で初めて知った。ところが入出力時にわざわざ元号化しているそう。何という不合理、何と無駄なことかと思う。これに基づき、2020年12月18日には、総務省が「統計表における機械判読可能なデータ様性に関する表記法」を定めている。その中では西暦表記、または和暦・西暦併記（つまり西暦標準化）があげられている。この点では本書の主張はすでに官庁では実現しているのだ。問題は現場でいかに西暦表記を定着させていくかである。この本でも、電子申請プログラムでプルダウン方式をとっている場合（日本年金機構など）に西暦が選べないなどの実質元号強制になっている例もあると指摘している。

1979年の元号法制定以来政府は、元号使用の義務化を国民に求めるものではない、公共窓口での元号使用も協力要請に過ぎないというのが公式見解だ。また、1987年の国会答弁でも国民・地方公共団体に元号使用を強制するような法令は存在しないと表明している。最近では、2019年の新元号（令和）決定の際に菅義偉官房長官が「政府として強制するものではない、あくまでも協力要請である」と述べている（この手の言い逃れは他にもたびたび見受けられる。多くは「お願い」を連呼され、しかし決壊的に「意地を通す」ことが出来ず、屈してしまう例も少なくない）。

しかし実際には、「法律」ではなく、政府が定める省令・通達などによって元号使用が強制になっている。つまり国民には元号使用の義務はないが、公務員にとっては義務と化しており、そのことが国民に一定の意義化を強いっている現実がある。つまり、公的場面では慣習を盾に、理屈抜きで押し付けられている事態があると言っていい。

元号法制定時の政府見解は、1999年の国旗・国歌法制定時の野中広務官房長官の国会での見解においても再現されている。国民への強制ではないとしながらも、実質的に強制となってしまうそのシステムは、省令・通達等を通して公務職員に強制され、そのことを通じて国民（児童生徒）に実質的に強制されることになる。その「強制」

はいつも、慣習・儀礼という法律外の「外装」をまとっている。

ここでぼくたちは 2 つの責任を課せられることになる。ひとつは「外装」をはぎ取り、日の丸・君が代を受け入れるも捨て去るも、元号を使うも使わないも自由なのだということ。それをあらゆる場面で実行し、押し通すこと。もう一つは公務、仕事上のこととしての強制を自分の人権問題として考え、可能な限り改善に向けて働きかけていくことだ。

【※上記は、昨年 11 月 24 日に SNS の「no+e」、及び Facebook に書き込んだ文章に加筆・訂正したものです。】



サンホセの会 2 月定例会

【日時】 2026 年 2 月 15 日 (日)
午後 1 時 30 分～3 時 30 分
【場所】 中央公民館 202 学習室
【テーマ】・2026 年平和市民のつどいについて
・コスタリカ大使館訪問について
※詳しくは追って連絡します。
※オンライン参加希望の方は 2 月 13 日 (金) までに榎本にご連絡ください。

音声データ消去事件控訴審判決

【日時】 2026 年 2 月 19 日 (木) 午後 3 時 45 分
【場所】 東京高等裁判所 809 号法廷 (8 階)
【集合】 同法廷待合室午後 3 時 30 分
【最寄駅】 地下鉄丸の内線 霞が関駅下車約 3 分
※資料等を用意する都合上、傍聴に来られる方は事前に連絡いただくと助かります。

【後記】

新年早々信じられないような事態が発生した。トランプ政権によるベネズエラへの一方的軍事侵攻である。それにとどまらずトランプは一国の元首を軍事力で拉致し、自国に連れ去った。誰がどう見ても国際法秩序に違反するものであり、許されることではない。日本の高市首相はこれに対し非難の声明を発しようとしな。ならば、近々予定されている衆院選で審判を下されねばならないが、人々の反応はどうであろうか。人権思想の根付いていないこの国では残念ながらあまり期待を持ってない。人権とは、自他を問わず認識されてこそ本當の思想となる。ベ

ネズエラの人民に襲い掛かった暴虐をわが事としてとらえられなければそれはかなわない。東京新聞 (1.12) のコラムで大矢さんが指摘しているように、ダブルスタンダードで身を処しているうちは全く心もとない。あれこれ雑音は多いが、問題の本質を見つめ、たとえ強大な権力者であろうと臆せずこれを批判しなければならない。／正月早々、検査のため 3 回も短期入院するハメになった。第 1 回目は無事に済んだが、月末から翌月にかけてあと 2 回残っている。やりたいことはたくさんあるが、体力はなし、入院はあるので、一体どうなることやら。／去年は、養護学校時代に付き合いのあった「子どもたち」2 人に先立たれた。自分も含め、人はいつか消えゆくものと分かっている、やはりやるせない。

本音のコラム

他国に侵攻し、その国の指導者を一方的に拉致し、自国の法廷で裁く。そんな暴挙がまかり通るなら、「法の支配」も「国際秩序」も地の底まで落ちたということだ。日本のメディアを見て、米国の顔色をうかがってか、「国際法違反の疑い」などとお茶を濁す表現ばかりが並ぶ。日本政府は抗議声明すら出さない弱腰ぶり。仮に、中国政府が台湾の総統を拉致し、中国の国内法で裁いたらどうなるか。プーチン大統領がゼレンスキー大統領を拉致したらどうか。国際社会は黙ってはいないだろう。ダブルスタンダードが放置されれば、トランプ政権の横暴は歯止めを失うだろうし、世界は無法地帯になりかねない。

「国際法違反」を批判されると、「ベネズエラ市民が喜んでる」などと持ち出す人がいる。メディアでも、民主化を望む人々の声が繰り返し伝えられている。だが、民主化を支援することと、主権を踏みじり大統領を拉致することは、まったくの別問題である。そもそもこの拉致の背景にあるのはベネズエラの石油を狙う米国の策略であり、「民主化」などというのは建前にすぎない。

こんな暴挙が許されるのなら、どこかの国がホワイトハウスに乗り込み、トランプ大統領を拉致しても、「民主化」の名目さえ掲げれば正当化されるのか。無茶苦茶だ。

大矢 英代 (カリフォルニア州立大助教授)

2026.1.12



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。